

2023年12月23日

軽油引取税の課税免除軽油
ご利用者様 各位

軽油引取税の課税免除の特例措置縮減について

日頃のご高配に厚く御礼申し上げます。

さて、自民党 HP に令和6年度税制改正大綱が掲載され、軽油引取税の課税免除の特例措置について、縮減等として、プレジャーボートを適用対象から除外する旨の公表がなされましたので、下記の通り、お知らせ致します。

【軽油引取税(プレジャーボート)関係】

●自民党 HP:令和6年度税制改正大綱

<https://www.jimin.jp/news/policy/207233.html> ※軽油引取税は 99 ページに掲載

具体的内容

〔縮減等〕

〈軽油引取税〉

船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、一定のレクリエーション(業として行うものを除く。)の用に供する船舶(いわゆる「プレジャーボート」)を適用対象から除外した上、その適用期限を3年延長する。なお、令和7年3月31日までにに行われる一定のレクリエーション(業として行うものを除く。)の用に供する船舶(いわゆる「プレジャーボート」)の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りについては、課税免除とする経過措置を講ずる。

「業」としてプレジャーボートを使用する「遊漁船」等は、引き続き軽油引取税の課税免除対象ですが、「私的・個人利用」については、対象外となると理解されます。

弊マリーナ係留に際しての利用契約書に(契約の解除<に相当する禁止行為として>)第16条⑦艇を使用して営利を目的とした行為を行ったとき、とあることはご既承の通りです。当該条項より、係留会員様が「業」として係留船舶をレクリエーションにご使用されていることはあり得ませんので、経過措置を踏まえた令和7(2025)年3月31日までが、係留会員様におかれまして、軽油引取税の課税免除の特例対象期限となると考えられます。

当該税制改正(改正という文言は心情的に憚られますが)は、自民党 HP に掲載・公表されましたことから、まず間違いなく既定で進捗していくものと推察されます。

以上、為念のお知らせと致します。

富士山羽衣マリーナ株式会社
取締役支配人 鈴木 伸幸